**代替休暇に関する協定書**

株式会社○○○○（以下「会社」という。）と株式会社○○○○従業員代表□□□□は、当社における代替休暇に関し、以下のとおり協定する。

（対象者および期間）

第 条 代替休暇は、賃金計期間の初日を起算日とする１ヵ月において、６０時間を超える時間外勤務（法定外休日勤務を含む）をおこなった者のうち、半日以上の代替休暇を取得することが可能な者（以下「代替休暇取得可能者」という。）が取得の意向を示した場合に、当該月の末日の翌日から２ヵ月以内に与えられる。

（付与単位）

第 条 代替休暇は、半日または１日単位で与えられる。この場合の半日とは、前半休暇（午前８時３０分より午後１２時３０分）または後半休暇（午後１時３０分より午後５時３０分）の４時間のことをいう。なお、前半休暇を取得する場合の勤務時間帯は、午後１時３０分から午後５時３０分とし、後半休暇を取得する場合の勤務時間帯は、午前８時３０分から午後１２時３０分までとする。

（代替休暇の計算方法）

第 条 代替休暇の時間数は、１ヵ月６０時間を超える時間外勤務時間数に換算率を乗じた時間数とする。

1. 換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う割増賃金率５０％から代替休暇を取得した場合に支払う割増賃金率２５％を差し引いた２５％とする。また、会社は、労働者が代替休暇を取得した場合、取得した時間数を換算率（２５％）で除した時間数については、２５％の割増賃金の支払を要しない。

（代替休暇の時間数の扱い）

第 条 前条の代替休暇の時間数は、代替休暇を取得する時期が代替休暇を取得できる第１項の期間中である場合は、前々月及び前月の代替休暇の時間数を合算して半日又は１日とすることができることとする。この場合の代替休暇の時間数は、前々月の時間数を優先する。

（代替休暇の意向確認）

第 条 会社は、１ヵ月に６０時間を超える時間外勤務（法定外休日勤務を含む）をおこなった代替休暇取得可能者に対して、当該月の末日の翌日から５日以内に代替休暇取得の意向を確認するものとする。この場合において、５日以内に代替休暇取得の意向が確認できないときは、意向がなかったものとみなす。代替休暇日は、従業員の意向を踏まえ会社が決定することとする。

（賃金の取り扱い）

第 条 代替休暇取得の意向があった場合には、支払うべき割増賃金額のうち代替休暇に代替される賃金額を除いた部分を、通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から２ヵ月以内に取得できなかった場合には、取得できないことが確定した月に係る割増賃金支払日に残りの２５％の割増賃金を支払うこととする。

1. 代替休暇取得の意向がなかった場合には、当該月に行われた時間外勤務（法定外休日勤務を含む）に係る割増賃金の総額を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から２ヵ月以内に従業員から取得の意向が表明された場合には、会社の承認により、代替休暇を与えることがある。この場合、取得があった月に係る賃金支払日に過払分の賃金を清算するものとする。

（協定の効力）

第 条 本協定は、●●年●●月●●日より効力を発する。

以上

　　年　　月　　日

株式会社○○○○

代表取締役 　　　　 印

従業員代表 　　　　 印